

2003年・春号

CONTENTS

特集 4-8

防犯対策、JSDAの取り組み!

- I. 官民合同会議の狙いと今後
- II. 「シャッター防犯の手引き」を発行

提言 2

- ・「シャッター防火の重要性」
東京大学大学院教授 菅原進一氏

特別寄稿 3

- ・株式会社日本設計
シニア・エキスパート 富松太基氏

トピックス 9

- ・「鋼製折りたたみ戸」の
国土交通大臣認定を取得

シリーズ・防煙の話 14

- ・第3回「炎を遮る」
株式会社日建設計 設備設計主管
森山 修治氏

ご紹介 15

- ・社団法人 建設産業専門団体連合会

会員紹介 10-12

- ・新会員7社
- ・会員名簿

ニュース 3

データ 13



『提言』

シャッター防火の 重要性



東京大学 大学院 工学系研究科
教授 菅原 進一

空間の質が変わった

省エネは時代の要請であり、建築空間の区画性もそれに呼応して高まった。一方、建築物の長命化を図るためには大空間を自由に間仕切り、用途の変更を容易にする必要がある。

これらの壁の動的変化に合わせて開口部の構造、寸法、開閉機構もフレキシブルに対応しなければならない。防火区画の開口部に設けられる特定防火設備としてシート状のものが出回るようになったのもこうした現況を反映している。建築防火の点では、煙拡散、延焼拡大、避難安全、消防活動の各面から開口部に要求される機能をチェックする必要がある。つくる時、使っている時、壊す時に必要な防火設備の検討項目は何かを十分に検討しておくことがますます大切になりつつある。

シャッター管理の重要性

大空間を仕切る主役はシャッターで、ビルの各所に使われ、ビルの機能性、効率性、快適性を高めている。使用部分が多いだけに火災時に閉鎖障害が起こると多大な被害をもたらす懸念もある。防災センター要員がビル火災時に延焼阻止のために最も時間を掛けるのがシャッターの閉鎖状況の確認である。シャッターは本体、駆動部、電気制御部、感知部、収納部などに分けられるが、どれか一つでも不具合があると被害の拡大に直結する。したがって、常日頃の点検が欠かせない。(社)日本シャッター・ドア協会では、この点に鑑み(社)日本火災報知機工業会等と共に保守点検に関する制度等の普及促進を図っておられるが、まだ十分とは云えないと感じている。

実効ある保守点検制度のあり方

箇条的に記述すれば、自主点検を軸としつつも法定点検該当建築物の範囲を拡大すること、点検結果について賞罰規則を明示して製造者・設置者・点検者の意欲をさらに高めること、シャッターを構成する各専門分野の連携を強めること、保守点検結果を共有・蓄積して行政的施策への貢献を図ることなどが、実効ある制度にするためのポイントとなろう。保守点検制度の拡充によってシャッターの性能や信頼性をさらに高めることが、今や時代の強い要請となっている。

(編集部注：本稿は平成15年2月に執筆頂きました)



株式会社 日本設計
情報・技術センター
シニア・エキスパート 富松 太基

これからの防災設備のあり方

—地球環境問題とユニバーサルデザイン—

現在COP3（平成9年・京都議定書）以来、多くの提言が出されCO₂排出削減をベースに数々の試みがなされているのは周知のことである。また高齢化問題に伴い、身の回りの製品に至るまで使いやすい安全な環境を求められているのは間違いないことである。このことは全ての産業に及び、持続可能な社会（サステナブルデザイン）が現時点の目標となっている。防災設備もこれを逃れることはできない。防災設備が対象とする火災を例にとってみると、それによるCO₂や有害物質の発生と貴重な資源の喪失、さらに人命への影響（高齢者の被災率は増加）など多くの課題を抱えている。また近代社会は多くのリスクと共存していると言っても過言ではない。システムの巨大化の中で人為ミスによる事件事故（韓国の地下鉄火災もその一例と思われる）も枚挙にいとまがない。

このような現況の中で防災設備に求められることは、第一に身近に感じられるようにすることであろう。シャッターがあれば存在感を見せることであり、防火戸も同様である。ともすれば隠したがる傾向にあるが、韓国の地下鉄火災の後で駅をしばしば眺めた人は多いだろう。そして「安心」ができればデザインとして最適である。みっともないのはいやだがそこをうまく見せるのもデザイナーの腕である。最近は消火器ボックスなどもガラス張りにして見せるものもよい。シャッターでもボックス内のメカをきれいに見せられるのならよい（エスカレーターも見せる例がある）。次に日常的に使えればメンテナンスやエネルギーの面でもよい。普段動かないものに頼りたくはない。兼用排煙という言葉があるように、高熱の気流でも通常のもので排出できればそれに越したことはない。換気のシステムが火災時の煙（初期で避難の際のもの）を有効に出せれば、これも環境上の「兼用」とも言えよう。自然のドラフトの持っている環境調整効果は案外大きいものである。自然エネルギーの活用もこれからの課題と言える。感知設備などの小電流で済むものは太陽光発電や風力発電との組み合わせでもよい。緊急課題として高齢社会対応のデザインがある。防火戸の重さあるいはノブひとつとっても、我々が改良すべきところは至るところにころがっている。そこには知恵と洞察力が求められる。

News

JSDA新年祝賀パーティー開かれる

1月24日、東京都千代田区のグランドアーク半蔵門で恒例の当協会新年祝賀パーティーが開催された。来賓に田中和徳衆議院議員・財務大臣政務官、松野仁国土交通省住宅局長、山崎善弘建設産業専門団体連合会会長らを迎え、約200名が集い盛大に行われた。

冒頭のあいさつで岩部会長は「今ほど大きな問題を山積している年はない。防火、防煙、防犯といった、防災あるいはセキュリティのどれもわれわれ業界にとっては将来を決める試金石だ。その一つ一つを着実に遂行していきたい」と新年の抱負を語った。



続いて、田中財務大臣政務官、松野住宅局長が祝辞を述べられ、山崎建設産業専門団体連合会会長の乾杯の音頭で、懇親会となった。

定例理事会開催される

第314回定例理事会が、3月11日、神奈川県箱根・ホテル「はつはな」にて開催された。当日は、報告事項として「クロススクリーン技術基準の技術評価。評価機関への委託」（基準協）、「防犯パンフレット事業補助金」、「防犯対策・官民合同会議」（運営委員会）、「シャッター・ドア部会」（企画委員会）などの議題のほか、新年度を迎えるにあたって「新年度予算に関する件」「定款変更、組織体制に関する件」などが審議された。また、当理事会で、新会員として3社（P10参照）の入会が承認された。なお、平成15年度総会は5月23日（金）東京・明治記念館で行われる。

防犯対策、 JSDAの取り組み!

ドアのサムターン廻しやシャッターのこじ開け事件など、防犯は錠のみではなく開口部全体で対策する段階になってきた。こうした事態から、昨年11月、警察庁、国土交通省、経済産業省及び関係団体により「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」が発足し、JSDAからは大沼専務理事がメンバーとなり緊急課題として取り組んできた。また、その下に具体的な対策を検討する「シャッター・ドア・サッシ検討委員会」が発足し、既に延べ20数回の会議がもたれた。この3月27日、官民合同会議の中間取りまとめが新聞等で公表され、今後の方向性が示された。一方、昨年来、JSDAで制作してきた「シャッター防犯の手引き」が、国や関係機関から推薦を得てこのほど完成し、4月に全国に配布されることになった。そこで今号の特集では、いま社会問題として対策が急がれる防犯問題への取り組みをとり上げた。

特集1 官民合同会議の狙いと今後

シャッター・ドア・サッシ検討委員会 石橋 正幸委員に訊く

■官民合同会議が設置されたねらいは何ですか？

もともとは住宅への侵入盗が急増する中で、ピッキングに対して錠前メーカーと対策を講じてきたわけですが、昨今はピッキングに替わってカム送り（バイパス）解錠や、さらにドアに穴を空けてサムターン廻しを行うなどに至っている。こうなると錠だけの問題ではなくて錠がついているドア、シャッター、窓などすべての建物部品に対策を挙げなければならなくなった、という背景があります。同時に、防犯性能の高い製品の開発は民間の仕事ですが、社会に普及しなければ意味がないということで官民で協力し、「開発」と「普及」を並記したわけです。

■会議はどのような形で進められましたか？

官民合同会議とその下部組織として部品別検討委員会と普及促進方策検討委員会があります。部品別検討委員会は「ガラス・フィルム検討委員会」「錠前検討委員会」、そしてJSDAから出席している「シャッター・ドア・サッシ検討委員会」の3つがあります。昨年11月25日に合同会議が発足して、合同会議は月一回開催されています。シャッター・ドア・サッシ検討委員会は毎週会議が開催され、既に延べ20数回にのぼります。

■検討委員会ではどういう点がポイントとなりましたか？

従来、シャッター、ドアには防犯性能と呼べる基準は

ありませんでしたので、まず、防犯性能をどう定義するかから検討しました。その結果、防犯性能を、道具を用いて侵入しようとした場合、それを防ぐための抵抗時間で表すということにしました。それが今回公表された5分ということですが、つまり、防犯性能を有する抵抗時間を5分ということにしたわけです。ただ、5分というのは現状に合わせた当面の目安であって、取りあえず官民で「申し合わせた」というのが実状です。

また、もうひとつの大きなポイントは、従来、警察では侵入の手口を公表しなかったのですが、今回、あらゆる侵入手口を公開しようということになりました。そして、その手口ごとの対策を示していくという方向になりました。

今回、3月26日の中間取りまとめの公表でも、「建物部品に関し防犯上配慮すべき事項」ということで、ドア、窓、シャッターそれぞれに「侵入手口」「侵入手口の内容」「効果が認められる対抗策」が具体的に示されました（※）。ドアで20項目、窓で12項目、シャッターで2項目となっています。

■シャッターは、侵入手口として「シャッター錠破り」と「シャッター破り」と項目が少ないですね。

当初は、漠然とこの2項目への対策ということでしたが、それでは対策が果てしなく広がってしまいますので、

これまでJSDAの「シャッター防犯対策研究会」で検討してきたことをベースに、シャッター破りの手口、工具、やり方などに対比させて9項目ほど対策を示しています。

■今後の計画はどのようなのですか？

今年の10月をメドに各メーカーもしくは団体等による防犯性能試験が実施される予定ですが、それに向けて、「試験細則の作成」や「試験員の選任」が行われます。そして、試験を実施した結果、防犯性能が認められれば、来年3月をメドに「防犯性能の高い建物部品目録」の中に記載され、公表されます。

■官民合同会議が発足した当時は、今年3月までの予定でしたが、1年間延びた理由は何ですか？

防犯に関しては、開発と普及がセットされて初めて効力を発揮すると、最初にお話しましたが、防犯基準を製造する側と消費者が同じ尺度で理解しておかないと意味がありません。製造側が防犯性能があるといっても、それがどの位のレベルのものか、共通の認識が必要です。そのため、さらに1年間を要して、防犯の性能試験基準や実際に製品の試験を行い、基準に合致した「建物部品」を公表出来るよう具体的に検討しようということになったわけです。

■5分間という目安が公表されましたが、それに満たない製品は使用出来なくなるのですか？

そういうことはありません。今後、試験を受けて合致

した製品は防犯何々と呼称出来るようになりますが、それに満たない製品でも、現状のものをレベルアップしたものは「防犯に配慮した製品」という位置付けで用途や目的に合わせて消費者に提案していくことが出来ます。

■今後は、JSDAとしてはどのような対応となるのでしょうか？

確定しているわけではありませんが、防犯の分野では一歩進んでいる錠前委員会では、防犯製品には「認定」と「認証」があって、認定は国が認める制度であり、認証はJLMA（日本ロック工業会）が自主運用しています。認定とは、シリンダーのCP-C認定のように型式が認定されるものですが、認証とは、機械試験で業界で自主的に行うもので、例えばこの製品はレベル4とか40点とか数値化出来るものです。シャッター、ドアの場合も個別の製品をすべて国が認定するのは難しいと思いますので、自主運用との2本建ての考え方は出て来るだろうと思います。ドアに関してはサッシ協会と共同したものになると思います。

■有難うございました。

※官民合同会議の公表内容については、警察庁のホームページ (<http://www.npa.go.jp/safetylife/seiankis4/tatemonobuhinn.htm>) をご参照ください。

※このインタビューは、3月27日に行ったものです。

今後の検討日程

○防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する方針（申合せ）の確認

平成15年3月「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する方針（申合せ）」の公表
「建物部品に関し防犯上配慮すべき事項」の公表

試験細則の作成 ・ 試験員の選任 ・ 工具の準備 ・ 費用区分 ・ 試験場の手配

平成15年10月目途「試験細則」の公表

○官民合同会議による防犯性能試験の仮実施

○各製造業者等による防犯性能試験の実施

○各製造業者等からの資料提出

○「防犯性能の高い建物部品目録」の作成

平成16年3月目途「防犯性能の高い建物部品目録」の公表



特集2

「シャッター防犯の手引き」を発行

シャッター防犯対策研究会（以下防犯研）では一昨年10月に大阪東警察署から要請のあった「シャッターの防犯設備強化改善」をはじめとし、シャッター破り等の実態把握と今後の業界の課題を検討してきました。その結果として今回、社会への情報公開とユーザーの防犯意識の啓蒙、更に建物・用途別に適切にシャッター用セキュリティ商品の選択を可能にすることをねらいとした「シャッター防犯の手引き」をまとめ、発刊することになりました。

手引書の編集に関しては、現在の防犯研のメンバーに、新たに3名の編集メンバーを加え、オブザーバーとして警察庁生活安全局生活安全課の藤永課長補佐を迎え、昨年6月下旬から編集作業をスタートさせました。

手引書の編集作業は同6月下旬から9月初旬にかけて集中的にその作業を行いましたが、防犯研のメンバーは、これより以前に警察庁、警視庁、全国防犯協会連合会、(財)都市防犯センターなどの関係機関を訪問し、急増している出店あらしなどの犯罪情報を収集しています。

その後ユーザー向けの手引書を発行することになり、関係機関にデータ・資料の提供、編集のアドバイスなどの要請を行ないました。これに対して各関係機関からは有効な資料やアドバイスを戴き、現在の犯罪傾向や侵入手口などに対してどのような対策が有効であるか等を検討し、さらに、発刊のねらいや配布対象先の絞込みを行いました。

今回の手引書発行に際して留意した点は、今まで特定ユーザー向けの手引書の作成はありましたが、不特定多数のエンドユーザー向け手引書の作成は、業界として初めてであり、従来の手法にとらわれずに新たな発想と視点での取り組みが必要であったことでした。それだけに月1回の防犯対策研究会定例会議の他に随時、編集委員会を開催し、ユーザーにとって一番有効な情報はなにか、表現方法等から手引書が与える社会的影響まで様々なことを想定・検討し、作業を進めてきました。

編集作業で最も多くの時間を費やし、編集委員の頭を悩ましたことは、手引書に盛り込む手口と対策でした。

準備段階で用意した主な手口や対策をもとに原稿の草案を作成しましたが、一般には知られていない手口などもあり掲載には慎重を期すことになりました。

さて完成した手引書ですが、内容としては、最初に被害状況の紹介を行い、配布先のターゲットである店舗被害の状況（件数、金額、侵入口、業種別など）をグラフや図でわかりやすく紹介しています。続いて手動式、電動式シャッターへの犯罪手口と対策の紹介ですが、手動軽量シャッターにおいては、手口としてこじ開けや鍵のピッキング中柱のほすし侵入等を、電動シャッターではスイッチボックスのピッキングや蓋（ふた）のこじ開けなどの手口を解説しています。

次に、これら手口の対策として手動軽量シャッター関連では、1（ワン）シャッター2（ツー）ロックの観点から内錠（補助錠）・2重外錠・座板錠のほかに、中柱の補強対策に中柱上げ落し錠などを紹介しています。また錠前のピッキング対策として電動シャッターへの切り替えを勧めています。電動シャッター関連ではスイッチボックスの保護に焦点を当て、スイッチボックス用こじ開け対策蓋への切替、テンキーやカードキー型操作ユニットの取り付け、タイマー装置の設置などのほかに、スイッチボックス自体を無くすためにリモコン装置への切り替え等有効な対策をあげています。

最後にユーザーの皆様にも、基本的な防犯意識・知識を持ってもらうために、「鍵のかけ忘れ」や「中柱の上げ落し部分の清掃」など注意の喚起を呼びかけています。

今回発行する手引書にドアや窓シャッターに関する防犯対策も盛り込んで欲しいという要望も寄せられました。が、ボリュームの増加やターゲットやポイントが絞りにく

くなるとの理由で今回は見送ることになりました。

当初、この手引書は、昨年9月の発行を予定していましたが、内容の確認、訂正作業、また、関係省庁への推薦の働きかけや配布の協力依頼、助成金の申請などにより、その時期が遅れました。しかし、協会や防犯研のメンバーの各方面への積極的な働きかけにより、国土交通省住宅局住宅生産課、警察庁生活安全局生活安全企画課、(財)全国防犯協会連合会などの推薦を得ることが出来、また、国土交通省には、国庫補助対象事業として採択していただき、助成金については(財)社会安全研究財団の助成事業にも認定されることになりました。

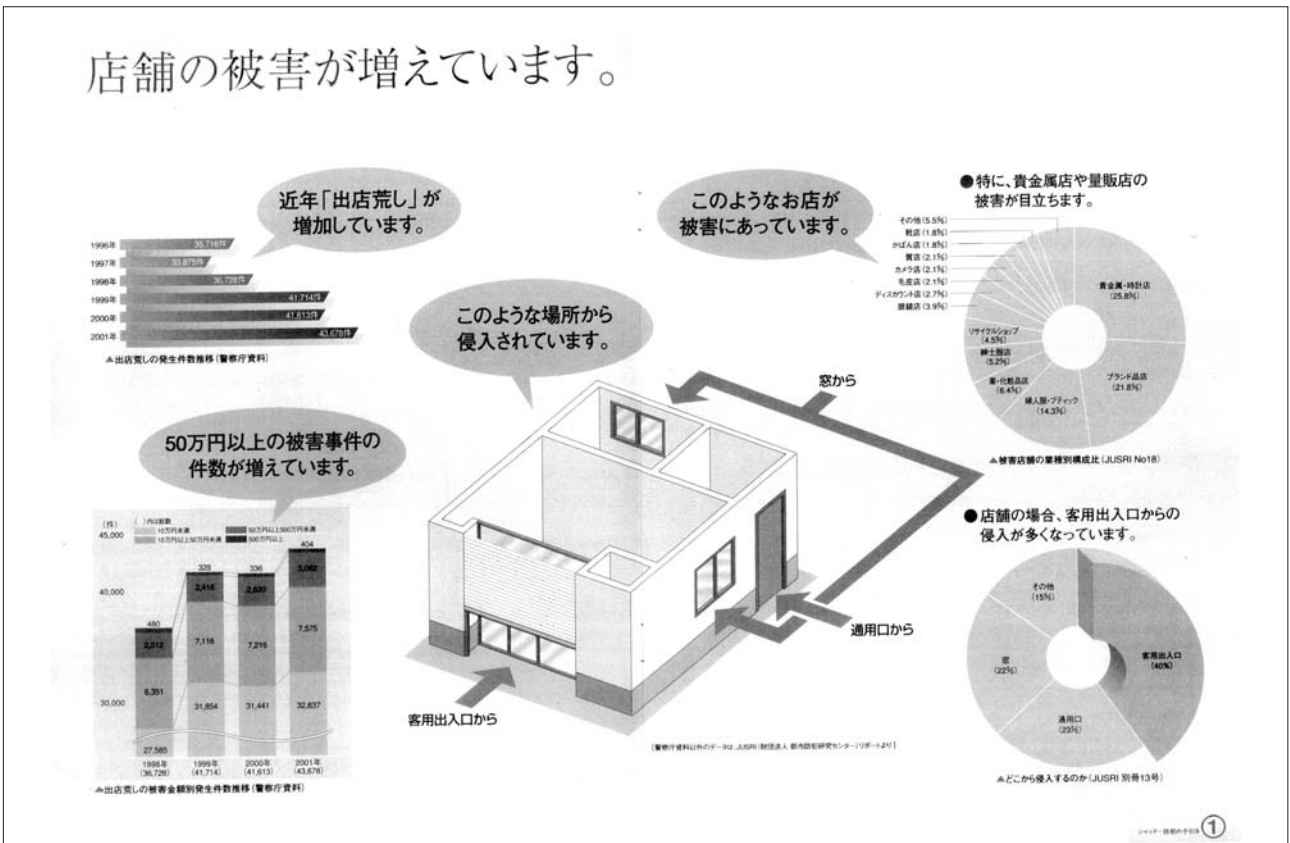
配布先については、協会会員のほか、警察庁、各都道府県警察本部、(財)全国防犯協会連合会をはじめ、全国商店振興組合連合会、被害が多い貴金属、時計店、ブランド品店などの組合である全日本時計宝飾眼鏡商業協同組合連合会、(社)日本ジュエリー協会、全国質屋組合連合会。また、世界各国の有名ブランドが会員で会員メーカーの知的財産権を保護すると共に、一般消費者の利益を守るための団体であるフランス公益(社)ユニオン・デ・ファブリカカンの日本局東京事務所のほか、国土交通省、政令指定都市・特定行政庁の建築・住宅主管

課、その他建築関連の団体など様々な組織を通じてユーザーに届けられる予定になっております。

編集作業を終え3月末に行われた反省会では、防犯研の後藤座長より「今回は各メーカーからそれぞれのプロフェッショナルに参加してもらい、防犯に対する第1ステップを終了することが出来よかった。手引書も現在考えられる中では最良のものが出来たと自負しています」

茂木参与は「今回一般向けの刊行物としてはわかりやすいものが出来た。この流れを更に大きくするために今回参加していただいたメンバーにもっと活躍してもらいたいと思う」

また3年間ロック工業会で防犯問題を扱ってきた須賀主査は「シャッターの防犯に対する取り組みは、ロックに比べまだまだ始まったばかりだと思いますが、防犯の手引きの発行は、いい流れをつくる第1歩だと思っています。これからもこの流れを大切にし次につなげていくことが必要だと思います」など、参加メンバーからは、次なるステップへどうつなげていくか、防犯意識の促進やメーカーの対応など、まだまだ多くの問題を抱えているという感想を述べました。



シャッター破りは、主にこのような手荒な手口でおこなわれています。

シャッターを下からこじ開ける。

シャッターを手前に引き破る。

シャッターのカギを不正に開ける。

シャッターに穴を開け、手を入れてカギを開ける。

中柱を無理やり引きだす。

犯行手口と対策

対策はシャッターからの侵入に対し、より防止効果の高いものをおすすめするもので、完全に犯罪を防ぐものではありません。

① シャッター2ロックにしましょう。
【内錠(補助錠)・座板錠】

② カギ付き中柱にしましょう。
【中柱上げ落し錠】

③ 厚いシャッターを選ぶ、電動シャッターをおすすめします。

電動シャッターにはそもそも外錠がありませんから、カギのこじ開けの心配がありません。シャッターの厚みも手動シャッターより厚いタイプがあるため、穴開け、こじ開けされにくくなります。また開口を広げられるので、中柱が不用になります。

手動シャッター	電動シャッター
約1,200mm厚	約1,200mm厚
約1,200mm厚	約1,200mm厚

※シャッターメーカーにより仕様、デザインが異なる場合がありますので、お問い合わせください。
※これらの対策については、メーカー各社にお問い合わせください。

「シャッター防犯の手引き」の概要については、次のとおりです。

<発行のねらい>

- ・ シャッターの防犯に対する意識啓蒙
- ・ 警察行政の協力のもと、業界と会員のPR
- ・ 製品の付加価値アップ

<配布対象先のイメージ>

商店街の「お店」の、ご主人・奥様・女性店員向け。
特にお年寄りと女性の視点を大事にする。

<編集方針と構成>

分かりやすい文章を主体に大きな文字で簡潔に表現する(専門用語は避ける)。また、グラフやイラストで文章を補強し説得力を高める。

<部数>

当初5万部で予定していたが、あまねく周知するため15万部とした。

(本文まとめ：シャッター防犯対策研究会「防犯の手引き」編集委員 足立 健)



スポット

菅原進一東大教授の最終講義行われる

当協会の防火シャッター保守点検専門技術者認定委員長を務めて頂いている菅原進一東京大学大学院教授が、この3月、同大学を退官されました。これに際して最終講義が、2月28日、東京大学弥生講堂にて行われました。「防災・材料との語らい」という題目で、永年の先生の研究テーマと講義を集大成したものでした。当日は、大学関係者以外に当協会をはじめ各種団体からも多数の受講者が集まり、満員で教室を埋めての盛況な講義となりました。

エレベータ前防火区画に用いる特定防火設備 「鋼製折りたたみ戸」の国土交通大臣認定を取得

当協会と(社)日本サッシ協会は合同で、「鋼製折りたたみ戸」に関し、遮煙性能を有した特定防火設備の大臣認定を平成15年3月26日付けで取得した。

認定番号は「CAS-0040」、名称は「鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／複合防火設備（準耐火構造壁・床付き）」、対象条文は「建築基準法施行令第112条14項第二号」となっている。

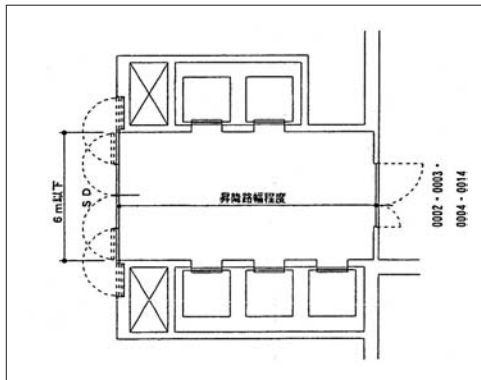
当協会では平成14年5月31日付けで、鋼製シャッターと鋼製開き戸に関する大臣認定（CAS-0002）を既に取得しているが、エレベータの昇降路前は防火設備を設置するためのスペースが取りにくいいため、狭いスペースでも対応できる大臣認定品の要望が以前よりあった。そのため、鋼製折りたたみ戸について、大臣認定に必要な申請書類を平成15年1月15日に(財)建材試験センターに提出。同センターでの性能評価の上、国土交通省への申請がなされたのを受けて、今回の大臣認定取得となった。

当協会は、4月18日付で会員に対して大臣認定品（CAS-0040）の使用登録申請の案内を行い受け付けを開始したが、今後はCAS専門委員会の審査を経た上で、同認定品の製造・供給に関する使用契約を交わすこと

になる。また、使用契約を交わした会員が大臣認定品を施工する場合は、その品質保証の証として大臣認定番号と会員番号他が記載された証紙をちょう付することになる。

なお、今回の鋼製折りたたみ戸の申請にあたり、CAS-0002（鋼製シャッター・鋼製開き戸）、CAS-0003（耐熱板ガラス入り鋼製開き戸）、CAS-0004（木質系開き戸）、CAS-0014（網入り板ガラス入り鋼製開き戸）との組み合わせを織り込んだことで大臣認定品の名称が「鋼製開き戸・木質系開き戸・鋼製シャッター・鋼製折りたたみ戸／複合防火設備（準耐火構造壁・床付き）」となっているが、あくまでも「鋼製折りたたみ戸」単独の認定である。ただし、鋼製折りたたみ戸とそれ以外の大臣認定品を組み合わせる場合は、それぞれの大臣認定品について、当協会(CAS-0002)、(社)日本サッシ協会(CAS-0014)、(社)カーテンウォール・防火開口部協会(CAS-0003、CAS-0004)への使用登録申請が必要となる。

▼空間パターン図の代表例



<設置場所>

乗降ロビーを設ける場合（エレベータ
ー対面の、防火設備両側）

0002：国土交通大臣認定（CAS-0002）
に使われている鋼製開き戸

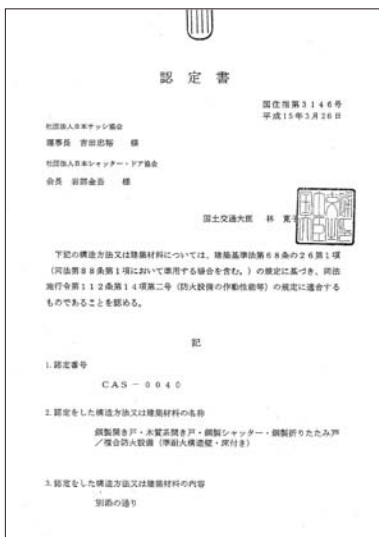
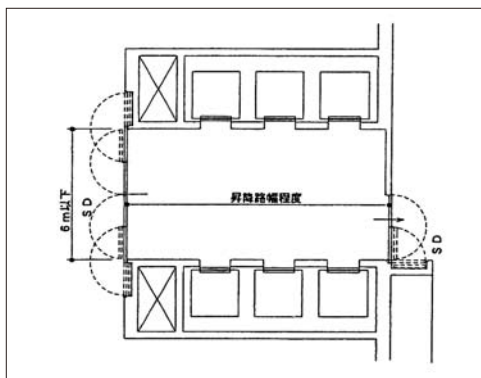
0003：国土交通大臣認定（CAS-0003）
に使われている耐熱板ガラス入り
鋼製開き戸

0004：国土交通大臣認定（CAS-0004）
に使われている木質系開き戸

0005：国土交通大臣認定（CAS-0005）
に使われている網入り板ガラス
入り鋼製開き戸

SD：鋼製折りたたみ戸

区画に面する壁、床
：準耐火構造



▲認定書

会員紹介

■新会員

有限会社 山口サッシ

代表取締役 山口 輝雄
 本 社 福島県会津若松市
 設 立 昭和54年6月1日
 事業内容 鋼製建具・ガラス工事
 シャッター・自動ドア・ステンレス各種



【当社の特色】誠心誠意をモットーに、プロの集団で構成しております。製品の納期を確実に守り、材工でお客様のご要望にお応えしております。

(入会：平成14年12月理事会)

トステムSD株式会社

取締役社長 小田 方平
 本 社 東京都江東区
 設 立 平成14年4月1日
 事業内容 鋼製金属製建具製造
 販売・施工



【当社の特色】近畿車輛（株）で培った技術・実績を受け継ぎ、新しくトステムSD（株）として誕生しました。集合住宅玄関ドアを主体にスチールドアを企画提案し、より高品質な商品を提供して次世代スチールドアの頂点を目指します。

(入会：平成14年12月理事会)

カネヤ工業株式会社

代表取締役 大庭 敏克
 本 社 静岡県裾野市
 設 立 昭和53年1月4日
 事業内容 金属製建具、鋼構造物



【当社の特色】地元密着型の企業を目指し、活動しております。お蔭様で、地元官公庁はじめ、ゼネコン様・設計事務所様にもよきパートナーとして認知頂いております。

(入会：平成14年12月理事会)

金沢スチールドア工業協同組合

本 社 石川県金沢市
 設 立 平成13年1月18日
 役 員
 理事長 磯野 浩（新興建材株式会社代表取締役）
 副理事長 南 昌明（北誠産業株式会社代表取締役）
 専務理事 木村丹二（大和工業株式会社代表取締役）
 理 事 横山和久（有限会社トラスト代表取締役）
 理 事 倉本良二（有限会社ワイズ工業代表取締役）
 監 事 和田外志雄（昇栄工業株式会社代表取締役）
 【当組合の特色】当組合は、石川県内でスチールドアを製造する6社が協同し、機械設備の相互利用、得意分野での補完、品質管理基準の共通化、技術者の養成などを通して新時代のドア企業発展に挑戦しています。

(入会：平成14年12月理事会)

近畿車輛株式会社

取締役社長 伊與田 浩一
 本 社 大阪府東大阪市
 設 立 昭和14年11月18日
 (創業大正9年12月19日)



事業内容 鋼製金属製建具製造

【当社の特色】鉄道車両製造で培った高度の技術と豊富な経験を基に玄関ドアをはじめとする建築用の各種製品を世に送り出し好評を頂いております。今後とも、より豊かな人間環境を生み出す製品造りに全力を傾注する所存であります。

(入会：平成15年3月理事会)

朝日建材工業株式会社

代表取締役 杉上 宗俊
 本 社 香川県綾歌郡
 設 立 昭和28年1月9日
 事業内容 鋼製建具の製造・販売



【当社の特色】私達は、仁・義・礼・知・信を行動の規範として、お客様から信頼される企業を目標として挑戦していく企業です。

(入会：平成15年3月理事会)

株式会社 ケンセイ

代表取締役 都甲 隆之
 本 社 大分県速見郡
 設 立 平成9年11月1日
 事業内容 鋼製建具の製造・販売



【当社の特色】当社は、オフィスやビル、マンションなど用途や用途に応じたスチールドア、防火ドアを生産しています。販売に関しては、九州をはじめ中国地区向けに供給体制を整えています。

(入会：平成15年3月理事会)

■会員一覧

◆一種会員(13社)

会員名	代表者	所在地	取扱製品
小俣シャッター工業(株)	社長 小俣 雅宏	東京都北区	シャッター
神村シャッター(株)	社長 神村 鉄雄	愛媛県今治市	シャッター
金剛産業(株)	社長 佐土原健一	東京都千代田区	オーバーヘッドドア(OHD)
三和シャッター工業(株)	社長 高山 俊隆	東京都新宿区	シャッター、OHD,ドア
(株)総合エンジニアリング	社長 松山 芳夫	東京都港区	シャッター
トステム鈴木シャッター(株)	社長 白岩 二郎	東京都豊島区	シャッター
大和シャッター(株)	社長 梶山 博俊	大阪府堺市	シャッター
東鋼シャッター(株)	社長 岡 陽一	熊本県熊本市	シャッター
東工シャッター(株)	社長 佐々木知也	福井県鯖江市	シャッター
東洋シャッター(株)	社長 藤田 和育	大阪府大阪市	シャッター、OHD,ドア
(株)日本シャッター製作所	社長 後藤 忠義	東京都大田区	シャッター
(株)文明シャッター	社長 川村 雄蔵	青森県八戸市	シャッター
文化シャッター(株)	社長 亀谷 晋	東京都豊島区	シャッター、OHD,ドア

◆二種会員(41社)

(株)安中製作所	社長 安中 昇	新潟県中蒲原郡	シャッター、SD、OHD
エファフレックス・ジャパン(株)	社長 内藤 丘	東京都新宿区	高速シートシャッター
(株)エコ	社長 増子 一二	福島県郡山市	鋼製建具
関西シャッター工事(株)	社長 川本 澄夫	大阪府大阪市	シャッター
小松電機産業(株)	社長 小松 昭夫	東京都港区	高速シートシャッター
協立サッシ(株)	社長 牛頭 憲治	神奈川県横浜市	スチールドア
(株)キョーワ	社長 平野 邦夫	埼玉県八潮市	鋼製建具
近畿車輻(株)	社長 伊奥田浩一	大阪府東大阪市	鋼製建具
(株)コクサイ	社長 本橋 一憲	千葉県柏市	鋼製建具
佐々木シャッター工業(株)	社長 佐々木 秀	東京都足立区	シャッター
サンキョーシャッター(株)	社長 小池 閑夫	宮城県仙台市	シャッター
三鬼化成(株)	社長 荒木 弘行	広島県広島市	合成樹脂、フィルムシート
太陽シャッター工業(株)	社長 濱田喜八郎	大阪府大阪市	シャッター
田中サッシ工業(株)	社長 東田 誠之	神奈川県横浜市	スチールドア
ダイワ(株)	社長 森田豊二郎	大阪府八尾市	シャッター
(株)手島製作所	社長 手島 康博	東京都江東区	スチールドア
鐵矢工業(株)	会長 鐵矢 知志	東京都中央区	スチールドア
東和シャッター工業(株)	社長 田中 慎治	大阪府大阪市	シャッター
中島工業(株)	社長 中島 正勝	群馬県前橋市	スチールドア
中田建材(株)	社長 中田 博	東京都墨田区	スチールドア
阪神シャッター工業(株)	社長 地頭 正明	兵庫県伊丹市	シャッター
三鈴マシナリー(株)	社長 善野 誠	東京都港区	高速シートシャッター
三田工業(株)	社長 田中 勝	三重県鈴鹿市	特殊ドア
(株)横引シャッター	社長 市川 文胤	東京都足立区	シャッター
輸送機工業(株)	社長 吉田 信彦	東京都千代田区	スチールドア
(株)ユニフロー	社長 玉井 知正	東京都渋谷区	高速シートシャッター
ワールド工業(株)	社長 野積 辰	埼玉県さいたま市	高速シートシャッター
美馬シャッター(株)	社長 美馬 茂美	香川県高松市	シャッター
エコ産業(株)	社長 前田節ノ助	大阪府吹田市	金属建具
(株)兵庫機工	社長 船原 昇	兵庫県姫路市	金属建具
(株)三加茂建鋼	社長 三加茂吉己	鳥根県出雲市	鋼製建具
文化シャッターサービス(株)	社長 市川 隆	埼玉県戸田市	シャッター、住製製品点検修理
テクノ・ナミケン(株)	社長 和田 一寛	大阪府大阪市	ドア・サッシ・外装パネル
オイレス工業(株)	社長 柿田 四郎	東京都品川区	シャッター・
(株)マルサ佐藤製作所	社長 佐藤 海一	青森県黒石市	スチールドア・ステンレスドア建具
大電鋼機(株)	社長 大石 浩二郎	東京都大田区	スチールドア
(株)光誠	社長 熊木 めー	埼玉県川口市	鋼製建具
(有)山口サッシ	社長 山口 輝雄	福島県会津若松市	鋼製建具
トステムSD(株)	社長 小田 方平	東京都江東区	鋼製建具、製造
カネヤ工業(株)	社長 大庭 敏克	静岡県裾野市	金属建具
金沢スチールドア工業協同組合	理事長 磯野 浩	石川県金沢市	金属建具、製造

◆準会員(27社)

沖電気防災(株)	社長 井上 喜幸	東京都品川区	火災報知機
鹿島産業(株)	社長 加古 勉	兵庫県加古川市	鋼製建具、金物
(社)東京消防設備保守協会	理事長 吉田 正	東京都新宿区	火災報知機
(株)大東サッシ工業所	社長 金山 太郎	奈良県生駒市	鋼製建具
ナフコシステム(株)	社長 篠崎 恵	東京都港区	自動ドア
日信防災(株)	社長 坂東 武雄	東京都千代田区	火災報知機
ニッタン(株)	社長 佐々木見寿	東京都渋谷区	火災報知機
日東工器(株)	社長 高田 素行	東京都太田区	省力化機械工具

会員名	代表者	所在地	取扱製品
日本ドライケミカル(株)	社長 巢山 節生	東京都品川区勝	火災報知機
日本フェンオール(株)	社長 上田 翠	東京都千代田区	火災報知機
能美防災(株)	社長 岡田 征氏	東京都千代田区	火災報知機
ホーチキ(株)	社長 岡田 栄一	東京都品川区	火災報知機
松下電工(株)HA防災システム事業部	事業部長 川村 雄良	東京都港区	火災報知機
増田産業(株)	社長 福岡 清	大阪府大阪市	建築金物
ヤマトプロテック(株)	社長 乾 雅俊	東京都港区	火災報知機
日本ウォーターキイ(株)	社長 土井 治志	東京都中央区	消防隊用水圧開放装置
(有)日本特殊フォーミング	社長 加藤 嘉夫	大阪府大阪市	建築関連材加工
三和タジマ(株)	社長 目黒 正弘	東京都豊島区	建築金属製品
宇和断熱工業(株)	社長 宇都宮徳久	群馬県新田郡	断熱パネル・ウレタン注入発砲
東洋ハーモニー商事(株)大阪営業所	所長 長倉 正典	大阪府大阪市	開閉機、無線機、リモコン表示装置
加島工業(株)	社長 加島 治志	兵庫県尼崎市	鋼製建具
(株)ケイエスシー	社長 金山 一郎	大阪府八尾市	鋼製建具
山村サッシ販売(株)	社長 山村 正一	兵庫県尼崎市	鋼製建具
ルーテス(株)	社長 今村 俊一	大阪府松原市	スライドドア・軽量ドア・玄関ドア
吉田サッシ(株)	社長 吉田 光廣	大阪府堺市	建具工事
朝日建材工業(株)	社長 杉上 宗俊	香川県綾歌郡	鋼製建具
(株)ケンセイ	社長 都甲 隆之	大分県速見郡	鋼製建具

◆賛助会員(45社)

エヌケーケー鋼板(株)	社長 楢本 紘	東京都中央区	鋼板
大島機工(株)	社長 清水 利昭	東京都千代田区	金物
(株)カワカミ ロック	社長 岡田 進	東京都葛飾区	金物
JFEホールディングス(株)薄板営業部	薄板営業部長 西浦 重夫	東京都千代田区	鋼板
川鉄鋼板(株)	社長 中西 輝行	東京都中央区	鋼板
(株)協和興業	社長 大関 太郎	東京都荒川区	ロールスクリーン
(株)ケンシン	社長 石塚 康吉	大阪府吹田市	シャッター関連部材
(株)ゴール	社長 荒瀬 清	東京都港区	金物
(有)近藤電機製作所	社長 坂東 春男	埼玉県行田市	省力化装置自動制御盤
(株)相良製作所	社長 相良 和彦	静岡県掛川市	輸送用機器製造
四国化成工業(株)	社長 山下矩仁彦	千葉県千葉市	アルミシャッター
(株)シブタニ	社長 古元 眞美	東京都練馬区	金物
杉山製機(株)	社長 杉山 義継	富山県射水郡	一般機械器具(開閉機)
鈴木金属工業(株)	社長 佐藤 眞樹	東京都千代田区	鉄鋼2次加工(硬鋼線他)
新生精機(株)	社長 前場 彰	東京都練馬区	開閉機
新日本製鐵(株)薄板営業部	薄板営業部長 樋渡 健治	東京都千代田区	鋼板
未栄金属(株)	社長 増井 義久	埼玉県越谷市	鋼板加工
住友金属工業(株)	社長 下妻 博	東京都中央区	鋼板
スワロン(株)	社長 浅黄 達雄	東京都千代田区	フィルムシート瀬造
大洋産業(株)	社長 深谷 達雄	愛知県大府市	合成樹脂、電装品、計測評価装置
武内建材(株)	社長 武内 宣雄	埼玉県川口市	建具加工
立川プラインド工業(株)	社長 立川 光威	東京都渋谷区	プラインド
日新製鋼(株)鋼板販売部	鋼板販売部長 田中 秀雄	東京都千代田区	鋼板
日鐵建材工業(株)	社長 岡田 明久	東京都江東区	鋼板製品
日本軽金属(株)	ビジネスリーダー 伊藤 純一	東京都品川区	アルミ
野田金属工業(株)	社長 野田 邦雄	大阪府東大阪市	金物
保心ダイカスト工業(株)	社長 川瀬 國弘	愛知県豊橋市	建材等のアルミダイカスト部品製造
富士変速機(株)	社長 中島 寿和	岐阜県岐阜市	開閉機
(株)マコト精機	社長 真田 浩幸	福島県河沼郡	製造設備
松山産業(株)	社長 藤澤 勇	滋賀県甲賀郡	テント、シート
三菱樹脂(株)複合機材事業部	事業部長 岩田 正博	東京都台東区	合成樹脂
美和ロック(株)	社長 和気 正雄	東京都港区	金物
桃美興産(株)	社長 宍戸 隆夫	神奈川県横浜市	建築部材、金属加工
ヤスイ塗料(株)	社長 保井 久雄	大阪府生野区	塗料
吉川金属(株)	社長 吉川 嘉之	埼玉県草加市	ステンレス鋼材
(株)淀川製鋼所	社長 柴田 藤祐	東京都中央区	鋼板
リョービ(株)	社長 浦上 浩	東京都北区	金物
(株)ワーム	社長 湯本 延次	東京都板橋区	建具周辺機器
(株)ユニテック	社長 永島 政秀	東京都港区	金属製品
BEA ジャパン(株)	社長 ヴァンダーキヤム・オリビエ	東京都世田谷区	自動制御装置、センサー
オブテックス(株)エントランス事業部	事業部長 中川 博司	滋賀県大津市	各種センサー
東京萬(株)	社長 武藤 馨	埼玉県さいたま市	建築金物
日本ドアーチエック製造(株)	社長 出向井康司	大阪府大阪市	建築金物
黒崎播磨(株)ファーンレス事業部	事業部長 木船 勲	東京都中央区	アルミシャッター製品・部材
グレッチ・ウニタス(株)	社長 鳥海 秀彦	神奈川県横浜市	建築金物

合計 126社



統計データ

■過去1年間推移

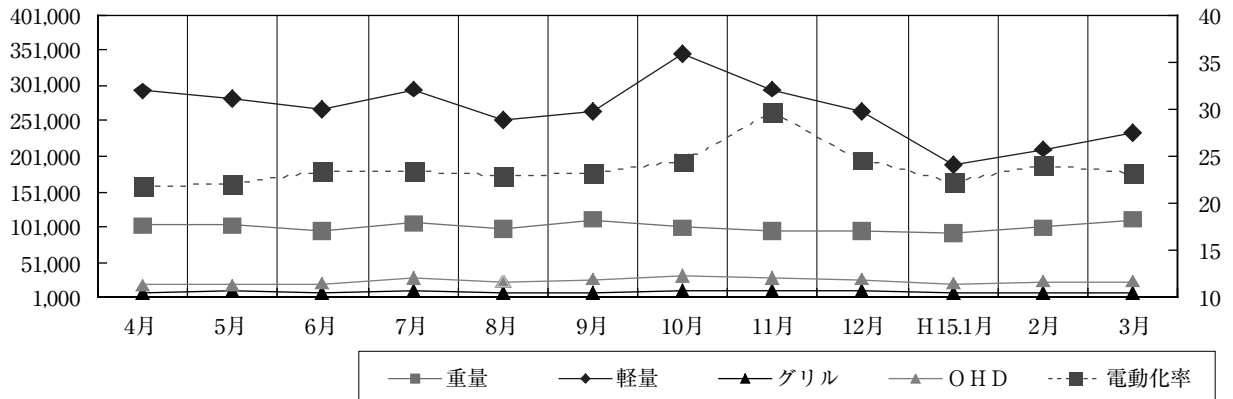
(㎡、前年比・電動化率%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H15.1月	2月	3月
重量	102,985	103,014	94,559	105,625	97,740	111,717	100,205	95,458	93,227	90,700	101,627	111,348
前年比	8.8	17.5	7.1	14.2	4.3	23.4	-3.5	2.5	8.7	17.6	11.2	12.7
軽量	294,355	282,052	265,602	294,600	251,454	263,435	345,022	295,795	262,932	189,041	210,531	235,952
前年比	-0.1	-8.0	-9.5	-2.3	-9.3	-0.9	9.0	-6.8	-5.0	-6.3	-6.5	-7.8
電動化率	21.9	22.0	23.3	23.4	22.9	23.2	24.5	29.6	24.7	22.4	24.1	23.1
グリル	7,927	8,574	7,987	9,577	8,264	7,813	9,665	9,233	8,929	7,152	8,126	7,796
前年比	-3.1	13.7	-3.1	12.1	3.9	-2.1	-4.3	-2.8	-7.919975	-8.2	-14.3	-9.5
OHD	19,756	18,846	21,215	29,346	25,813	27,771	34,066	29,991	26,016	19,982	23,164	23,494
前年比	5.6	-21.7	-28.4	-25.1	4.4	17.0	5.8	2.7	7.0	-4.0	-2.6	-2.0
合計	425,023	412,486	389,363	439,148	383,271	410,736	488,958	430,477	391,104	306,875	343,448	378,590
前年比	2.1	-3.2	-7.2	1.9	-5.0	5.8	5.7	-4.2	-1.4	-0.2	-1.8	-2.3

■種類別出荷生産推移

(出荷量) (㎡)

電動化率 (%)



■出荷数量推移 (4月～翌年3月累計)

(㎡、前年比%)

年度	H1	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14
重量	1,746,321	1,967,278	2,001,243	1,936,939	1,676,527	1,524,206	1,707,897	1,737,110	1,775,359	1,574,810	1,286,780	1,492,832	1,097,308	1,208,205
前年比	14.2	12.7	1.7	-3.2	-13.4	-9.1	12.1	1.7	2.2	-11.3	-18.3	16.0	-26.5	10.1
軽量	5,418,308	5,635,219	6,019,965	5,288,063	4,843,331	4,677,685	4,544,678	4,730,120	4,195,575	3,896,089	3,732,420	3,487,158	3,333,097	3,190,771
前年比	1.4	4.0	6.8	-12.2	-8.4	-3.4	-2.8	4.1	-11.3	-7.1	-4.2	-6.6	-4.4	-4.3
グリル	151,206	162,194	147,597	134,198	118,814	103,601	108,744	114,051	111,020	103,457	108,042	114,744	103,625	101,043
前年比	18.5	7.3	-9.0	-9.1	-11.5	-12.8	5.0	4.9	-2.7	-6.8	4.4	6.2	-9.7	-2.5
OHD	433,882	475,487	482,527	462,639	430,393	383,865	417,438	464,464	435,581	368,259	328,943	343,957	303,293	299,460
前年比	10.4	9.6	1.5	-4.1	-7.0	-10.8	8.7	11.3	-6.2	-15.5	-10.7	4.6	-11.8	-1.3
合計	7,749,717	8,240,178	8,651,332	7,821,839	7,069,065	6,689,357	6,778,757	7,045,745	6,517,535	5,942,615	5,456,185	5,438,691	4,837,323	4,799,479
前年比	4.8	6.3	5.0	-9.6	-9.6	-5.4	1.3	3.9	-7.5	-8.8	-8.2	-0.3	-11.1	-0.8



株式会社 日建設計
設備設計主管
森山 修治

第3回 “炎を遮る”

「防火設備と避難安全性」についての3回目のテーマは「炎を遮る」です。火災時に炎を遮り、延焼範囲を最小限に留めることが防火区画の役割です。建築基準法上の防火区画には主に以下の4種類があり、それぞれ重要な役割を果たしています(図-1)。

①面積区画(建築基準法施行令第112条第1項, 第5項, 第7項)

火災面積を一定以下にすることで、消防隊の消火活動の軽減を図るとともに、鎮火後の建物の再使用を容易にする目的の防火区画である。10階以下の低層階では1,500㎡以下、11階以上の高層階では500㎡以下に防火区画することが要求されている。面積区画には強い遮炎性が要求されるために「特定防火設備」が必要である。この面積区画は、スプリンクラーなどの自動消火設備を設けた場合には、消火活動の軽減が期待できるために区画面積を2倍に広げることが可能になる。

②異種用途区画(建築基準法施行令第112条第13項)

管理者や使用時間帯が大きく異なる用途(例えば劇場とその他用途)を異種用途という。これら異種用途が混在している建物においては、それぞれの用途部分での出火情報がその他部分に伝わりにくく、避難開始が遅れがちになる。異種用途区画はその弱点を補う目的の防火区画である。この異種用途区画は、炎煙ともに遮断することが重要であるため、「遮煙性のある特定防火設備」が必要となる。

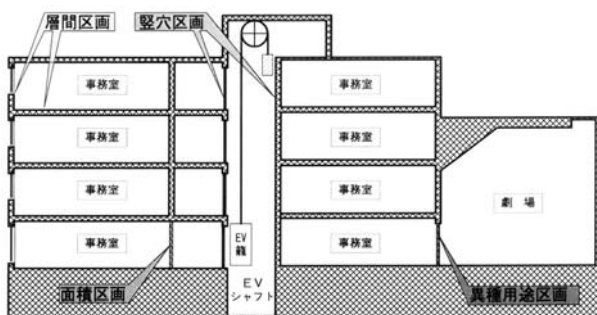
③堅穴区画(建築基準法施行令第112条第9項)

炎や煙などが階段やエレベーターシャフトなどの堅穴を介して全館に広がることを防止する目的の防火区画である(第2回“煙を遮る”参照)。この堅穴区画は、煙を遮断することに主眼が置かれているために「遮煙性のある防火設備」が必要となる。

④層間区画(建築基準法施行令第112条第10項)

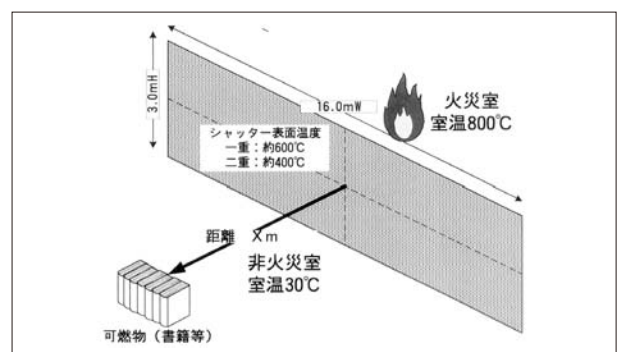
火災が上層階にどんどん燃え広がることを防止することが目的の防火区画である。準耐火構造の床または壁が要求されている。

これらの防火区画はそれぞれ建築防災計画において重要な区画ですが、遮炎性が最も強く要求される区画が面積区画で

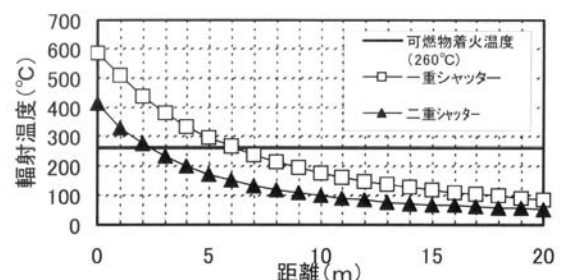


■図-1 防火区画概念図

しょう。面積区画の開口部に設けられる特定防火設備に要求される耐火時間は1時間ですが、これは防火設備自体の耐火性を規定しているにすぎません。ここで法律から少し離れて、本当の意味での延焼防止性能を考えて見ましょう。現在の防火設備には「直火を遮る」ことしか要求されていませんが、防火設備の断熱性が低いと裏面温度が上昇し、非火災室側の可燃物が輻射により着火すると言われています。この輻射とは、少し難しい概念かもしれませんが、例えば気温の低い真冬でも太陽の熱により暖かく感じる場合があります。これは太陽の輻射熱を感じているわけです。鋼製シャッターなどは断熱性が低いために、裏面からの輻射により非火災室側に延焼するおそれがあります。ここで簡単な試算をしてみましょう。800℃に達している火災室と室温30℃の非火災室が3.0mH×16.0mWのシャッターで区画されているとします。厚さ1.6mmのシャッターが一重の場合と、二重に設けた場合の非火災室側の延焼性を検討します(図-2)。一重シャッターの場合の非火災室側表面温度は約600℃となり、シャッターから6m以内の可燃物(260℃で着火)がシャッターからの輻射熱で着火するのに対して、二重シャッターの場合の非火災室側表面温度は約400℃となり、シャッターから2m以上離れた可燃物は着火しません(図-3)。二重シャッターの効果は、シャッター間の空気層が断熱材の役割を果たしたことによるものです。このように積載可燃物量が多い空間(百貨店等)を大きな鋼製シャッターで区画する場合には、シャッター二重化などの断熱性向上策の採用が望まれます。また、防火設備自体も「直火の遮断」ばかりでなく、「輻射熱の遮断」も考慮し断熱性を高める工夫が重要と考えます。



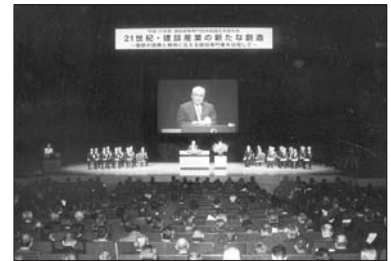
■図-2 輻射による延焼概念図



■図-3 輻射による延焼範囲

ご紹介

元・下関係の適正化など、建設専門業に共通した最大テーマに取り組み、国土交通省、地方整備局等との積極的な意見交換会を開催するなど、42団体を横断的に組織化し、ダイナミックに活動している社団法人建設産業専門団体連合会を訪ね、工藤光泰 常務理事にお話を伺った。



▲平成14年度全国大会の様子

設立の背景をおしえてください。

現連合会の前身である建設産業専門団体協議会（以下、建専協）は、昭和58年7月に設立されました。当時の建設業界も現在と同じように公共投資の伸びがゼロとかマイナスのもとで「建設業冬の時代」といわれました。そこで、専門工事業団体や関連業団体が大同団結して、公共事業の確保や税制改正などの要望を国や国会、総合工事業団体へ行う目的で、当時31の団体がまとまって任意団体を設立したのが始まりです。

その後、業種別の活動も必要ということになり、平成3年にはく体関係団体、仕上げ関係団体、設備・関連業団体という“3班体制”を敷き、最終的には会員数も45団体となりました。

昨年（平成14年）、社団法人化されましたね。

昨年6月27日付けで社団法人建設産業専門団体連合会（以下、建専連）となりました。丁度今また建設業界が非常に厳しい環境にある中、建設専門業団体が大同団結しなければ難局を乗り切れないということで、業種横断的な2団体である建専協と（社）全国建設専門工事業団体連合会が統合して発足しました。個々の業種団体を超えた横断的な課題を解決するために、国や国会、総合工事業団体への意見具申・請願や意見交換などを通して、政策提言集団としての役割を果たしていこうというのが目的です。会員組織も従来の“3班体制”の枠組みではなく、正会員36団体、特別会員6団体という構成となりました。

現在の活動状況をおしえてください。

御存知のとおり、建設市場の厳しさから構造変化を余儀なくされる中、国土交通省から「建設産業再生プログラム」や「建設産業構造改善推進3カ年計画」、とくに我々に関係する「専門工事業イノベーション戦略」などが相次いで策定され、今後の建設産業界の多様な方向性が示唆されました。一方、公共工事の透明性、公正性、適正な施工の確保などを狙いといた「入札契約適正化法」が平成13年4月に施行されました。

こうしたことを受けて、建専連では4つの委員会を設け、具体的な検討を行っています。建専連の活動方針や組織体制などを検討する「企画委員会」、契約・取引関係の適正化に関する調査研究などを行う「建設専門業高度化対策委員会」、技術・技能者の育成・確保や雇用労働条件の改善などの調査研究を行う「労働安全委員会」、建設生産物の品質保証・瑕疵保証制度

などを調査研究する「技術委員会」があります。

現在の重点テーマは何ですか。

第一点は、やはりここ数年受注競争が激化する中、ダンピング、指し値の是正など「元・下関係の適正化」が最重点テーマです。第二点は優秀な技能労働者が減っており技術・技能の伝承が難しくなっている状況です。技能労働者を確保するための雇用労働条件の改善が必要ですが、その実現には元・下関係の適正化も不可欠な要素です。第三点は、建設専門業の社会的・経済的地位向上、といったことです。

例年、建専連の全国大会が盛大に行われますね。

昨年は11月7日、「今、分水嶺に立つ建設産業」というテーマで、扇千景国土交通大臣をはじめ多くの来賓を招き、東京国際フォーラムに全国約1,500人の会員が集いました。建専協時代から通算して昨年で3回目となります。

国土交通省との意見交換会も恒例のようですね。

従来、建設業行政は中央省庁（建設省）のみで行っていましたが、平成13年1月の省庁再編で国土交通省となり、同時に地方整備局に建設部が出来て、業行政の一部が分掌されました。従って、それ以降は本省以外にも全国10地区の地方整備局と意見交換会を開催するようになりましたので、ある期間は全国を巡回する形で活動しています。

今後の計画としてどのようなものがありますか。

建専連の事業活動の全国展開を図るため、地方整備局単位に全国10地区の地方ブロック組織の整備を進めています。本年3月26日には「近畿建専連」の設立総会を行いました。地方ブロック組織では中国、北海道に次いで3つ目となりますが、今後は、従来からの事業展開に加え、地域に特化した活動テーマも織り込んでいく時代でもあると考えています。

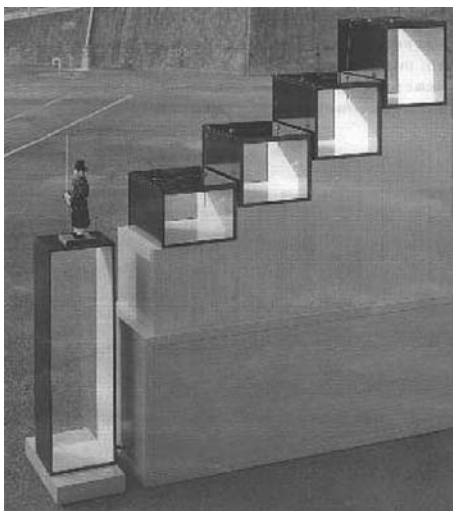
有難うございました。

●概要

会長 山崎善弘 （社）日本機械土工協会会長
所在地 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12
（虎ノ門4丁目MTビル2号館）
TEL：03-5425-6805 FAX：03-5425-6806

『古時計』

平井堅が「大きな古時計」を歌ってブームになりましたが、時の記念日は1920（大正9）年に制定されました。当時の日本人に欧米人なみに時間を尊重する意識を持ってもらう事を願い、生活改善同盟が「日本書紀」の天智天皇の条、水時計創設の記によって6月10日を選定。時間の大切さをかみしめる日と意義づけられています。（セイコー社ホームページ「時の記念日の由来」より）



上) 国立飛鳥資料館の水時計復元模型

左上) 米国ニューヘブレン社「サクソン」(明治期)

右上) 米国ウォータベリー社 (明治期)

左下) 精工舎「鷲」(大正期)

右下) 精工舎「ひさご」(大正期)



(上の写真は落合広報委員撮影)

お知らせ

●「JSDA通信」の試行

協会では、官公庁、関係団体からの通知、報告事項、協会からの通知事項、おもな常設委員会の検討事項などを、試行的に2ヶ月に1回、ホームページに掲載することとしました。これにつきまして御意見がありましたら協会にお申し出ください。

なお、ファクシミリでの送付を御希望される場合には、協会にお知らせください。

●会員の登録変更

社名変更 (旧) 日本文明シャッター株式会社 → (新) 株式会社文明シャッター
(旧) 川崎製鉄株式会社 → (新) JFEホールディングス株式会社

住所変更 ワールド工業株式会社 (新) さいたま市北区吉野町2丁目270番4
(電話・FAXは変更なし)

JSDA会報 2003年・春号

発行日：2003年5月1日 通巻第9号

発行者：社団法人 日本シャッター・ドア協会

〒102-0073 東京都千代田区九段北1-10-5 第4NSビル10階
tel.03-3288-1281 (代) / fax.03-3288-1282
URL: <http://www.jsd-a.or.jp>